

## 「感染拡大防止対策期」から「感染警戒期」への移行に当たってのお願い

～知事から県民の皆様へのメッセージ～

本県では、年末年始における新規感染者の急増を受け、1月9日から警戒レベルを「感染拡大防止対策期」に引き上げ、県民の皆さまには、県内での不要不急の外出や県外への不要不急の往来を慎重に検討していただくほか、緊急事態宣言対象区域への不要不急の往来自粛を協力要請するとともに、事業者の皆さまには、業種別のガイドラインに基づく適切な感染防止対策の実践をお願いしてまいりました。

改めまして、県民の皆さま、事業者の皆さまが感染防止にご協力いただいていることに対し、感謝申し上げますとともに、現在も感染者の検査、治療に当たられている医師、看護師をはじめとする医療従事者の皆さまに対しましても、心から御礼申し上げます。

1月9日に「感染拡大防止対策期」に位置付けて以降、これまで2度の期間延長を行い、2月26日までを対策期間としておりましたが、このところの県内の新規感染者数や病床数のひっ迫具合などに減少の傾向が継続してみられること、また、緊急事態宣言対象区域をはじめ、全国の感染状況も減少していることなどを総合的に判断し、「感染拡大防止対策期」の対策期間を1週間前倒しし、明日2月20日以降、警戒レベルを「感染警戒期」に引き下げることとします。

「感染警戒期」においては、これまでの「感染拡大防止対策期」における対応のうち、県内の不要不急の外出を慎重に検討していただくことの協力要請は解除したうえで、感染者が多く確認されている都道府県への不要不急の往来は引き続き慎重に検討していただくことなどの対策を取ることとします。また、緊急事態宣言対象区域への不要不急の往来は引き続き自粛をお願いします。

なお、対策期間につきましては「当分の間」とし、次の対策期への移行については、今後の新規感染者数の傾向や指標などを踏まえ、総合的に判断することとしますが、今後の新規感染者数の増加により、感染拡大の恐れがある場合には、速やかに警戒レベルの引上げや必要な対策を講じることとします。

いずれにいたしましても、今回、「感染警戒期」に移行しても、再度の感染拡大といった事態にならないよう、油断せずに対応していく必要があります。県民の皆さま、事業者の皆さまには、引き続き、感染防止対策の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

なお、ワクチン接種については、現在、各市町や医療機関、関係団体等と緊密な連携のもと準備を進めているところであり、円滑な接種が行われるよう県としてその対応に万全を期してまいります。

こうした感染防止対策を講じていただくことを前提として、今後は、県内経済への影響を適切に把握して必要な対策を講じつつ、社会経済活動の維持・回復にも取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きのご理解とご協力をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の患者さんやその御家族、そして、治療にあたっておられる医療従事者やその御家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではありませんので、人権に配慮した判断や行動を心がけていただきますようお願いいたします。

令和3年2月19日

香川県知事 浜田 恵造